

電力・ガス取引監視等委員会
第18回料金審査専門会合
議事概要

1. 日 時：平成28年10月12日（水）13：00－16：00

2. 場 所：経済産業省 本館17階 国際会議室

3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、

（オブザーバー）

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

日本商工会議所産業政策第二部 市川副部長

東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役

消費者庁消費者調査課 澤井課長

資源エネルギー庁ガス市場整備室 藤本室長

（説明者）

東京ガス株式会社 沢田常務

東邦ガス株式会社 伊藤常務

大阪ガス株式会社 瀬戸口副社長

○主なご意見

＜前回までの指摘事項＞

- 供給原価の内訳に関して、東京ガスは内管保安に351億円、大阪ガスは137億円計上している。単純に需要家件数で割り返すと、東京ガスは3千円以上／件、大阪ガスは2千円以下／件と差が大きいが、この差は単価の違いなのか、工数の違いなのか。保安は法令上定められているものなので、統一された考えの下で行われるものであると思うが、この差が生じる理由は何か。
- 中途解約補償料については、見直しを検討いただきありがたい。「増量変更することが合理的と認められる場合」については具体的なルールを明らかにしてもらいたい。
- 圧力問題について、いろいろな課題があるのは理解。4月から始めたいと考えているので、ぜひ具体的な形をイメージしつつ検討を進めていただきたい。→圧力問題をどのように検討を進めるべきか。事業者間での交渉を進めて

しまつて良いのか、検討の体制も含めて考えさせていただきたい。(安念座長)

- 東ガス資料4-1に関して、最初の二重導管脱落について、販売量が3%減るから分母の託送量は3%減るが、分子の託送コストは変わらないというような計算をしていないことを確認したい。当然、需給調整費等の費用への影響も計算しているはず。
→計算のプロセスに関しては改めて報告したい。(東京ガス)
- 消費者がこの資料だけを見ると、二重導管での脱落があると託送料金が3%上がる、それがなければ3%下がると思ってしまうのではないか。平均の単価がこのように変わるとしても、実際に、個々の家庭でのガス料金がこのとおり変化する訳ではない。実際の料金への影響は、脱落する者が支払っていた額などによるので、この説明は誤解を与えかねない。平均単価については、家庭よりも大口の需要家の方が圧倒的に単価が低いので、販売量当たりの大口の割合が増えれば、効率化はしなくても単価は下がる。大口と小口の変化の推移と影響がどれくらいということは説明しないで、二重導管の影響だけを説明するのは、適当ではない。
→ここで言いたかったことは、供給原価は増えてきているが、販売量は伸びてきたので平均単価は下がってきており、それを今後も大切にしたいということ。小口の託送料金は、今回新たに設定するものであり、消費者には託送料金に小売事業者のコストを乗せたものが最終的にガス料金となるが、(二重導管による脱落があっても、)仕上がりとしてのガス料金に変化はないと認識している。(東京ガス)
- 圧力の問題について、先程の東京ガスの説明では「電気と違って」と繰り返されたが、良く分からない。例えば、仮に北から南に重潮流が流れていたとして、南に発電所を建てて北に電気売る場合、実際には電気は北に流れるわけではない。重潮流が逆流で減るという効果が起こるだけで、ガスと同じはず。それにも関わらず、なぜ「電気と違う」という説明が繰り返されるのか。本当にガスだけ特殊な場合に「ガスは違う」と言うのなら分かるが、「電気と違う」という説明を繰り返すのは誤解を与える。こうしたいい加減な説明をする人だけで決めることのないようにすべき。
→三社とも、逆流みなし託送の実施自体を否定するわけではない。これまでの託送制度は順流の実流を前提に作られてきた。システム改革でも逆流については議論に上がらなかったので考えてこなかった。事業者だけ

で解決できる問題ではないので、こういった課題の整理をぜひ一緒に考えさせていただきたい。(東京ガス)

- 中途解約補償料について、そもそも、これまできっちり請求していたので、そうした商慣行を4月以降も守るということであればこの申請も理解できるが、これまでもそのような商慣行ではなかったということであればおかしいのではないか。コジェネを入れた大切な顧客からも公平性の観点からきちんと違約金はとって契約を結び直していたのか。
 - 中途解約補償料について、これまで当社では違約金をもらっていなかった。4月からの全面自由化に当たり、様々な新規参入者が出てくる中で、恣意的な契約最大払出量の過少申告も懸念され、また補償料の考え方をそろえて欲しいという要望があったため、ガス市場整備室に間に入ってもらい調整してきた。しかし、電力各社からの指摘を踏まえて、今回、申請した約款を修正することとしたい。(東邦ガス)
 - 違約金については、三社とも、今までもらっていたのではなく、新たに導入しようとしていたということか。(安念座長)
 - その通り。(東邦ガス)
 - 合理的と認められる場合は中途解約補償料を取らないということで足並みを揃えるということに理解。(安念座長)

- 逆流みなしについて、資料4-4の2頁に「新たな託送供給」という記載がある。この制度を導入した場合に、託送料金に影響を与えるものかを知りたい。
 - 託送料金への影響についてだが、現時点で言えることは、影響が出うということしか言えないか。(安念座長)
 - 様々な複雑なケースが起こりうるが、分からないというのが実情。「新たな託送供給」という記載については、これまでの実務が順流・実流を前提としていたので、逆流についてこういった表現をさせていただいたもの。(東京ガス)

- 中途解約補償料の例外規定については、設備投資に意欲を持つ中小企業の立場からも、今回の三社の回答は評価できる。年度の切替えを待たずに投資判断できるようになり、マインド的にもプラスに働くと思う。

- 二重導管離脱について、原価算定期間の3年間において各年でどのような想

定がされているのか。また、それ以降の想定がどうなっているのか。全体の流れの中でのこの3年間の位置づけが曖昧になってはいないか。この数値は小口の託送料金にも影響する数値と理解したが、大口と小口の比率の影響など、より詳しい説明がほしい。

→需要の離脱に関しては仮定の話であるから、4月1日で全部落ちる前提になっていると認識。原価算定期間以降は供給計画等の公表資料から出せるはずなので、何らかの形で準備していただきたい。(安念座長)

- 先ほどの二重導管脱落についての説明は、「一般家庭ファースト」ではない説明だと感じた。目の前の商売敵に対抗するための「自社ファースト」になっているのではないか。自由化に向けて大企業としてどのようなスタンスか消費者にもわかるように丁寧な説明がほしい。トータルのガス料金に変化無しとの発言があったが、託送料金は公共の部分であり、ガスの中でも自由競争を起こすため、新規参入しやすい料金にすることが大切。できるだけ低減化させて、公正な、新規参入を促進する託送料金として欲しい。
- 資料4-1、4-2、4-3の指摘事項1に対する各社からの回答だが、内管保安は、元々は小売負担だったので、各社で計算できるはず。制度変更の影響を受けるものであっても推移は出せるのではないか。
- 内管保安については、整理して出したい。(東京ガス)
(東邦ガス、大阪ガスも同意)
- 結局、託送原価等の内訳の推移で、何が読みとれるか。例えば、低圧部分が減ってくると単価はどうなるのかなど、要因を分析する仮説はないのか。
→別途、個別に議論したい。(安念座長)

<需給調整費>

- 最大送出日量に、ガスホルダーからの送出量を誤って含めてしまっていたこととお詫びしたい。補正申請の際には適正な数値に直したい。(東京ガス)
- 東京ガス同様、最大送出日量に、ガスホルダー分を含めてしまっていた。本来、ピーク時ガス量は、工場からの総出量に7.5%を乗じるべきだった。(東邦ガス)
- ガスホルダー分を抜くことについて、事業者自ら言ったので、それは良かった。ただ、誰でも少し考えれば分かることなので、信頼を失い兼ねない。2社については強く反省して欲しい。

- 資料5-1の3頁であるが、東京ガスは、27年度を見ると、年間販売量104.3%に比べると、最大送出力が101.7%となっており、年間需要量ほどは最大送出力が増えていない。これは、大口の需要が大きく引っ張っているからと推測される。逆に、原価算定期間の想定では、年間量が105.3%、最大送出力が106.1%と、最大送出力の伸びの方が大きい。家庭用が増えている等の理由がないとおかしい。数値が伸びている根拠を出して欲しい。
- また、大阪ガスは、実績と算定期間が過去のトレンド通りとなっているが、東邦ガスは年間量が102.5%、最大送出力が108.3%と最大送出力が増えているので、こちらも根拠を示して欲しい。
 - 過去5年間の平均を2月平均にしており、限定していたが、最大送出力は必ずしも2月に出るわけではない。そのため、高くなってしまっている。(東京ガス)
 - 調べたい。(東邦ガス)
 - 最大送出力は、必ずしも2月には出ないと理解した。本件については、個別審査で議論することとしたい。(安念座長)
- 同じ資料5-1の3頁であるが、元々供給計画で106%の伸びであるのに、使っているのは110%。2月を使っているということではあるが、他社は事業者算定使用値と供給計画の伸びが大体等しいが、なぜ東京ガスだけ上がっているのか。
- また、過去何年間の数値を取るかは省令で決まっていない、東京ガスの場合、5年間で作ると平均額が高くなる。事業者間で平仄をとった方が公平。3年を原則とし、5年を取っている事業者としては、その根拠を求めてはどうか。
 - 詳細は後でお示ししたい。ピーク時ガスは、気温の影響を受けることもあり、我々としては3年よりも5年の方が安定的な数値が取れると考えた。(東京ガス)
 - これも個別審査で議論したい。過去実績の年数は揃っていないとおかしいという指摘はもっともであり、過去何年間にするかはそろえるべきと考えている。(安念座長)
- 2月以外で、最大が出るという説明について、全く納得できない。個別審査、インナー会議でよく検討したい。最大時ガスに応じて調整力が必要というのはわかるが、電気の調整力については、小売としての行動が原因となって増加した部分は、託送料金で認めて良いのかという議論があった。
- ガスは、床暖房割引という、ピーク時にわざわざ需要を増やすという、通常では考えられない割引がある。オフピークを増やすような割引ならばわかる

が、この割引の根拠について、一度たりともまともな説明を聞いたことがない。ガス会社はピークが立つ方向に仕向ける割引を設定しているのに、全て託送に載せて良いのか。必要な設備量が過大に見積もられないよう、しっかりと査定するべきである。

- エリアの設定であるが、大阪ガスの6分割はかなり細かい。一方、前提計画の資料には、「万が一姫路地区からの供給が途絶した場合でも、別ソースである泉北・堺地区からバックアップし、供給安定が確保できるよう複線化を図る」としていた。これを考えれば、今設定しているエリアよりも遠方にガスが流せるはず。是非この点についても検討していただきたい。エリア分けが多ければコストが増えるので、エリア分けの妥当性を説明して欲しい。
→エリアについては、どこから注入してどこから出すのかという点と、我々の泉北製造所や新規参入者の製造所から出すガスを導管のネットワークがどう使っているのかという点で、分けていると認識。(大阪ガス)
→これらのネットワークによって各家庭へガスを流すためにガバナステーションがあるが、その先にどれだけ届くかということが大事である。解析ソフトを用いて顧客のところにガスがどう届くかを解析してエリアを決めている。大阪ガスは他社に比べて複雑に入り組んでいるように思われ、そのために細分化していると考えている。供給エリアは恣意的に動かせるものではなく、エリアが細分化していることによって、よりきめ細やかに対応できるのではないかと考えている。(大阪ガス)
- 供給エリアの考え方については、私はガス会社の説明に納得した。文字通り流れるかでは無く、日常のオペレーションをしている上での設定と理解している。オペレーションの実態を踏まえると、今のエリア設定は、不合理であるとは言えない。絶対に変更できない、という性質のものではないが、ただ片方のエリアの製造能力が変われば、エリアの境界線も少し動くことはあるのだと思う。金科玉条として変更できないという性質のものではないが、この委員会でこれ以上見るのは難しい。後は、固定費として合理的かどうかを見るくらいだと思う。
- 東邦ガスの最大送出日量であるが、計画と実績に有意な差があるが、この乖離の理由はなにか。これに対して平成29年度の計画が平均実績にくらべて7%近く高い。
→供給計画上では、我が社は最大送出日量に余力も含めているため、実績と

の差が大きくなってしまふ。そのため、年間販売量伸びを用いて計算しようと考えた。(東邦ガス)

- 各社で算定方法が違う。そのうち、東京ガスは過去の実績期間を他社よりも長く取っている。ここで気にしなければならないのは、5年にすると、震災の年も入るとということ。3年が正しく5年が間違っている、という訳ではなく、今回の審査では3年が合理的という説明になるのではないか。
→この点についても、個別審査で議論したい。(安念座長)

<需要開拓費>

- 前回意見があったが、東京と大阪でも高圧導管がつながっていないから、需要開拓費が必要だという意見はわかる。しかし、今回の説明を聞いて、広域パイプラインの延伸につながるとは全く思えなかった。ラストワンマイルのために膨大な営業費を託送費用で負担するとしか思えないので、これまでの努力の延長でやるべきだと確信した。また、範囲の適正性しか説明がなく、コストの適正性に関しては引き続き説明がなかった。制度自体を認めないと言っているのではないが、今回の様なずさんな申請は認めるべきではない。
→需要開拓費のそもそもの制度趣旨は、壮大なパイプラインをつくることを目的とした制度なのか。導管を整備してガスシフトを促進するという事ではないのか。(安念座長)
- たしかにこの制度は、高圧パイプラインのためだけのものではなく、天然ガスシフトを促進するための制度であるが、公益的な目的があるからというだけで、すべて正当化できるものではない。なお、ガスシフトが進んでいないのは、導管が未整備という要因もあるが、ガスの価格が高すぎる事も要因。それはちゃんと認識すべきと思う。
- 導管が延伸した分の営業費用の全てが託送料金に反映されてしまって良いのかは疑問。通常の事業会社と同様に、ガス会社も多少のリスクを背負いながら商いをするはず。伸びる分のすべてが対象となるというのは、釈然としない。国土の6%しかないガス供給区域を広げるための導管ならわかるが、供給区域として各社が区域として設定した以上は、供給区域内は各社の努力で営業すべきなのではないか。この点は、事業者にも聞いてみたいが、大阪ガスは紳士的に資料を作成しているようなので、彦根などの(導管整備の必要性が低い)地域を事業者の立場としてどう考えるのか聞きたい。皆さんに特段の意見がないなら、供給区域内外で切るのが適切と思う。ところで、ガス会社が自分たちの努力で導管を延伸していると言っていたが、需要家や自

治体が動いて話をまとめてガス会社に来るケースはないのか。こうしたガス会社が自ら営業していない費用を大阪は抜いているようだが、他の2社はどうしているのか。

→抜いている。(東邦ガス)

→完全には抜いていない。程度に差はあるが、基本的には何らかのアプローチをしているので。(東京ガス)

→疑義があることは理解するが、制度としては存在するので、個別審査でしっかりと議論していきたい。(安念座長)

- 需要開拓費を規制料金でどこまでカバーすべきか。エネルギー政策の公益性まで含めて考えるのか、公共料金としての託送料金という軸で考えるのか、民間が負うべき投資リスクとして考えるのか、という三段階の中で、私は二つ目を前提で考えているのだが、各社からは限界投資効率を上回るという説明はなく、流量が増えるから低廉になると説明されただけ。既存のコストよりも低廉になるのであれば、既存の需要家にもメリットがあるが、そうした説明ができるか。
- 国の政策で決められていることではあるが、私たちの託送料金にかかってくるのは、なんとなく不合理だと思う。資料5-2の6頁の赤字で「妥当性を国が厳格に審査」と書いてあり、この料金審査会合のことを指していると思うが、新規参入が見込めない多くの地域の事業者についても、需要開拓費を託送料金で回収するのか。競争相手がいない事業者だと値上げにつながるだけではないのか。だれが妥当性を審査するのか。
→申請の127社のうち、40社程度が需要開拓費を申請している。各経産局で審査をしている。競争のあるなしにかかわらず、託送料金が上がれば小売料金も上がる。ここで一定の考えをお示し頂ければ、大手3社の審査方針を各経産局にも展開する。(恒藤課長)
- 需要家自ら申し込んできた場合について大阪ガスは除いている一方で、東京ガスは抜いていないことに怒りを覚えた需要家がいるのではないか。他の費目も含めて東京ガスは費用を上げる方向の申請内容ばかりである。一つ一つは説明できるかも知れないが、全体として見れば相当不信感を持っている。消費者の視点から見て説明しきれぬのかをもう一度よく考えて欲しい。
- 初めは、なぜこのような上乘せ計上が必要なのか疑問に思ったが、全国的にエネルギーの使用バランスを改善するという大局に立ったものと理解をし

たので、その方向でしっかりと査定して欲しい。3社とも当面は値上がりがあるが、特に東京ガスは、将来的に値下げにつながると聞いている。しかしながら、この原価のボリューム感では、いつ値下がりにつながるのかが見えない。

- 算定省令上、決まっているのは、2.5年という上限。その範囲内で適正な額を申請することは決まっているが、「適正」の判断基準は法令等では決まっていないので、その意味を我々で与えなければならない。(安念座長)
- 「適正」という概念を考える場合に、根拠となる法令の目的を踏まえて、公益性やエネルギー政策等を含めるかどうかを考えるべきではないか。
→法解釈的には正しいが、法律の条文に目的はそこまで具体的に書かれていないので、ここで議論をするしかないと考える。(安念座長)
- 「適正」の解釈についてだが、ガス小委で議論していたときには、1/2までは認めるという考え方になっていた。「適正な」については、実際の支払額が増加する託送料金収入額の5年分の1/3、1/4であるにも関わらず、需要開拓費として1/2で計上する場合のことを、不適正と想定していた。(藤本室長)
- 地方のガス会社の査定が心配。きちんとやって頂けるのか。
→この場で示された考えに基づき各経産局で審査をしっかりとするが、ご心配の点があれば、個別にみていただくことも考えたい。(恒藤課長)
→いずれにしても料金審査専門会合がひとつとおりの考え方を示さねばならない。(安念座長)

<比較査定対象 NW 費用>

- ヤードスティック査定について本専門会合で議論すべきは、導管総延長の適正性である。過去5年間の計画と実績がどの程度整合しているかを踏まえて査定すべき。
→各社には情報を出していただき、確認していきたい。(安念座長)

<検討を深めるべき論点について>

- 東京ガスの二重導管離脱の説明は理解した。ただ、来年4月から離脱することを想定しているが、現契約があると思う。その契約が平成29年3月で終わる形になっているのか。そうでない場合、いつ契約期間が切れるのか、ま

た、解約条件は契約書上どのような記載になっているのか、中途解約が自由にできることとなっているのかを確認すべき。この点は個別に審査する話。
→昨年11月のガスシステム小委で出されているが、東京電力の発電用導管は償却が進んでいるので、託送コストが安くかなりの競合力がある。個別に解約条件を設定しているが、やり方によっては、契約があったとしてもそれを上回るメリットが提示されるケースはゼロではないので、このように二重導管による脱落を算定した。また、申請には組み込んでいないが、他も需要家も完全に安泰とは言えない。(東京ガス)
→これは個別にしっかりと検討したい。(安念座長)

- 東京ガスと東邦ガスで、二重導管で離脱する需要の計算方法が違うが、それぞれ申請の仕方としてはあり得る。東邦ガスは個別の離脱需要を特定することが難しいがための方法である。東京ガスは離脱する可能性が低い需要家も高い需要家もあるが、高くても100%ではなく、低いのも絶対落ちないとは言えないため、可能性の高いものに絞ったもの。一方で、初年度からそうした需要家全てが離脱するという想定は不自然であるので、平成29年4月から本当に離脱しそうなものだけを認めて、それを3年間延ばすのが合理的ではないか。まず案1として、仮に10件だったとしたらそれを精査して、平成29年4月1日から本当に離脱しそうなもののみを認め、3年間は同量とする方法。次に案3として、10月1日から離脱するというのであれば、初年度は1/2、2年目から全量を認める方法。案2はその中間で、初年度は1/2を認め、それを3年間同量とする方法。案1から案3の順に査定が緩くなるが、私は案1が良いと思う。東京ガスが申請時に案3で出してきたのであれば、それで認めても良かったと思うが、東京ガスは他の項目も含め全体的にかなり盛っていると思われ、あまりに説得力がないので大きく査定するという考えもあるのではないかと。過大にコストを見積もって申請しても、適正なレベルでしか査定できないのであれば、ふっかけても絶対に損をすることがない。不合理な申請に対しては、それに合わせた案1のような査定をすべきである。
- 二重導管による離脱量は、4.5%と聞くと小さく感じるが、現実を考えると意外に大きい。何%織り込むのが適正かは、事業者が正直に言ってくれないと分からないので、我々でしっかりと査定するしかない。全体の4.5%ではなく、二重導管になりそうなエリアの需要の何%とかと言うのもありうる。例えば東邦ガスは初年度から順に1%、2%、3%となっているが、全需要の1%、2%、3%ではなく、例えば家庭用が二重導管で離脱するとは考え

にくいため、家庭用を除いた業務用や工業用の需要の1%、2%、3%にする考え方もあると思う。その方が結果的に適正な数値になりそうな気がする。ただ、地域によって違いはあると思う。

- 経営効率化については、恐らく各委員の賛同を得るのは難しいであろうが、私は各社の申請をそのまま受け取る（A案）のがいいと思う。値上げ申請となるならば、詳細で厳正なチェックを要するかと思うが、値上げでなければそれでいいのではないか。今回、多くの費用がヤードスティック査定の対象であるので、バランスを考えるとあまり強く主張できるような意見ではないが、個人的には、本来は各社の申請をありがたく受け取るべきと考えている。
- 今回の料金審査においては、ヤードスティック費用の中身に疑念が多いことから、効率化による数値目標で20%・30%くらいの水準を期待していたので、事務局から提示された選択肢は残念である。その反面、ヤードスティック費用の中身がどうなっているのかわからないうえ、20%・30%にするにしても根拠を説明できないと適正とは言えないので、今回の案については非常に残念だが仕方がないとも思う。私自身は、今話した流れからすると、事務局から提示された選択肢のうち11.5%（C-③案）を支持しなければならない立場であり、電気の審査から1年過ぎたから1年分深掘りするという方法は妥当だと思うが、これは電気の審査でもやってきていない。電気の審査を今からやり直したいくらいだが、理屈としてはかなり難しいのではないかと。最終判断は個別の担当委員に任せるが、私見として理屈がつく範囲では、11.0%（C-②案）が最も妥当なのではないかと現時点では思っている。
- C-③案でいいと思う。1年間という期間の影響は、電気の審査で加味しなかった要素ではあるが、電気の審査とフェアである点は変わらないのでC-③案を支持する。
- 今回の議論でも収れんできななかったが、需要の離脱については、拳がった意見を参考にしつつ、実際に契約の内容を見て決めていくしかないかと思う。経営効率化についても、理屈を含めて近いうちに決める必要がある。次回以降、最終的にはこの料金審査専門会合で決めていきたい。（安念座長）